

## 松浪地区まちぢから協議会 定期総会次第（案）

日時 平成26年5月21日(水)午前9時30分～  
場所 松浪自治会館

- 1 開会（議長）
- 2 総会の定足数報告
- 3 議事
  - (1) 議事録署名人の選任
  - (2) 議案第1号 平成26年度役員を選任について  
\*退任役員あいさつ\*新役員あいさつ
  - (3) 議案第2号 平成25年度事業報告及び  
議案第3号 平成25年度決算報告
  - (4) 議案第4号 平成25年度自治会館決算報告
  - (5) 議案第5号 監査報告

△ 現行改選を最初に行い、役員

(6) 議題第 6 号 平成 26 年事業計画案及び

議案第 7 号 平成 26 年収支予算案

(7) 議案第 8 号 平成 26 年度 自治会館予算案

① (8) 議案第 9 号 規約の改正について

4 その他

5 閉会

平成26年度 松浪地区まちぢから協議会役員選任  
(規約第16条関係)

役職名	人数	氏名	
会長	1	松松	
副会長	2	小野江	平松
会計	1	松井	大類
書記	1	牧島	中塚
監事	2	前田	<del>井田</del> 藤原 柳

## 平成25年度 松浪地区まちぢから協議会 事業報告

- ・平成25年5月31日 18時30分～ 設立総会 松浪自治会館  
内容：松浪地区まちぢから協議会の設立について  
松浪地区まちぢから協議会規約の制定について  
25年度委員及び役員の選任について  
25年度事業計画及び平成25年度収支予算について
- ・平成25年5月31日 19時～ 第1回運営委員会 松浪自治会館  
内容：各部会の事業、課題及び構成メンバーについて、準委員について  
事務局の構成メンバーについて
- ・平成25年6月4日 18時30分～ 防災対策部会設置前打合せ 松浪自治会館  
内容：「防災対策部会」部会長・副部会長の選出、11月17日(日)「松浪地区防災訓練」  
防災訓練実行委員の選出、実行委員会のスケジュール  
平成25年度 自治会防災部長・副部長の登録申請
- ・平成25年6月5日 15時30分～ 役員会 茅ヶ崎市役所仮設庁舎会議室  
内容：委員の追加について、臨時総会の議案について、運営委員会の議案について
- ・平成25年6月13日 18時30分～ 防災対策部会 松浪自治会館  
内容：防災訓練(案)の概要説明、防災部会の運営について
- ・平成25年6月19日 18時30分～ 臨時総会 松浪自治会館  
内容：規約第29条第2項及び第3項の改正について、平成25年度予算について  
防災対策部会の設置及び部会長の選任について
- ・平成25年6月19日 19時～ 第2回運営委員会 松浪自治会館  
内容：浜竹通りの交通規制について、盆踊り大会の模擬店の実施について  
市民集会(9月14日(土)開催)との質問事項の取りまとめについて  
防災対策部会の進め方及び進捗状況について、安全対策部会の設置について
- ・平成25年7月9日 18時30分～ 防災対策部会 松浪自治会館  
内容：地区防災訓練概要、日程について、避難所開設訓練案の検討
- ・平成25年7月17日 18時30分～ 第3回運営委員会 松浪自治会館  
内容：安全対策部会の設置について  
市民集会(9月14日(土)開催)との質問事項の取りまとめ及び進め方について
- ・平成25年8月9日 18時30分～ 防災対策部会 松浪自治会館  
内容：地区防災訓練実施案について、避難所開設訓練案について  
安否確認の実施方法について
- ・平成25年8月21日 18時30分～ 第4回運営委員会 松浪自治会館  
内容：浜竹雨水幹線整備事業について、市民集会(9月14日(土)開催)について  
各分野の地域団体の代表(=委員)の選出について  
安全対策分野の委員選出及び安全対策部会の設置に向けた進め方について
- ・平成25年8月30日 18時30分～ 防災対策部会 松浪自治会館  
内容：避難所開設訓練案について、安否確認の実施方法について
- ・平成25年9月3日 18時30分～ 第5回運営委員会 松浪自治会館  
内容：市民集会の進め方について、市民集会の当日の役割分担について  
市民集会の事前準備について
- ・平成25年9月9日 20時～ 第6回運営委員会 松浪自治会館  
内容：市民集会の次第及び進め方についての確認  
市民集会の当日の役割分担についての確認、市民集会の事前準備についての確認  
事前質問に対する再質問の選定
- ・平成25年9月14日 13時30分～ 市民集会 小和田公民館
- ・平成25年9月18日 18時30分～ 第7回運営委員会 松浪自治会館  
内容：防災対策部会の報告について、無線機の通信試験結果の報告について  
市民集会の振り返り
- ・平成25年10月1日 18時30分～ 防災対策部会 松浪自治会館

- 内容：避難所開設訓練案について（各小学校ごとに打ち合わせ）
- ・平成25年10月3日 18時30分～役員会 松浪自治会館  
内容：各分野の地域団体の代表の選出に関する進め方について
- ・平成25年10月16日 18時30分～第8回運営委員会 松浪自治会館  
内容：防災対策部会の報告について、平成26年松浪地区賀詞交歓会について  
朝市懇談会について、松浪地区まちぢから協議会の進め方について
- ・平成25年11月20日 18時30分～第9回運営委員会 松浪自治会館  
内容：防災対策部会（松浪地区防災訓練）の報告について  
平成26年松浪地区賀詞交歓会について  
安全対策部会設立に向けた意見交換会について
- ・平成25年12月18日 18時30分～第10回運営委員会 松浪自治会館  
内容：防災対策部会（松浪地区防災訓練の振り返りについて）の報告について  
平成26年松浪地区賀詞交歓会について  
松浪地区まちぢから協議会意見交換会について  
松浪ふれあいネットワーク交流会について  
松浪地区まちぢから協議会 視察研修会について
- ・平成26年1月18日 17時～賀詞交歓会 松浪自治会館
- ・平成26年1月22日 18時30分～第11回運営委員会 松浪自治会館  
内容：路線バス停留所新設について、浜竹雨水幹線整備事業について  
賀詞交歓会の報告について、松浪地区まちぢから協議会 視察研修会について  
松浪ふれあいネットワーク交流会について、まちぢから協議会の補助金について  
市民集会の議事録の取り扱いについて  
松浪地区まちぢから協議会意見交換会について
- ・平成26年1月26日 14時～意見交換会 藤沢土木事務所汐見台庁舎
- ・平成26年2月19日 16時～第12回運営委員会 益子温泉サンシャイン益子館  
内容：意見交換会の報告、ひたちなか市 視察研修会について  
市民集会の議事録の取り扱いについて  
市道1450号線の冠水対策に関する進め方について  
（仮称）市民安全部会の設置の進め方について
- ・平成26年2月6日 18時30分～防災対策部会 松浪自治会館  
内容：平成26年度防災訓練について
- ・平成26年3月11日 14時30分～役員会 市役所仮設庁舎2階 会議室1  
内容：松浪地区まちぢから協議会の今後の進め方について
- ・平成26年3月19日 18時30分～第13回運営委員会 松浪自治会館  
内容：松浪地区まちぢから協議会の今後の進め方について  
（仮称）市民安全部会設置前の打ち合わせについて
- ・平成26年3月22日 18時30分～（仮称）市民安全部会設置前の打ち合わせ 松浪自治会館  
内容：（仮称）市民安全部会の所掌事項について  
（仮称）市民安全部会の部会員について

松浪地区まちぢから協議会

議案第3号

議案第7号

自平成25年04月01日  
至平成26年03月31日

平成25年度決算				平成26年度予算			
収 入				収 入			
項目	予算	決算	摘要	項目	予算	摘要	
繰越金	120,957	120,957		繰越金	192,606		
補助金	440,000	440,000	地区自治会連合会等補助金(100,000) 地区防災訓練補助金(240,000) 地域コミュニティ活動団体設置運営費補助金(100,000)	補助金	440,000	地区自治会連合会等補助金(100,000) 地区防災訓練補助金(240,000) 地域コミュニティ活動団体設置運営費補助金(100,000)	
分担金	359,400	362,080	7,652世帯×40円+14自治会×4,000円	分担金	362,080	7,652世帯	
雑収入	0	5,000	寸志「自治会長歓送迎会」(2,000) 祝金「賀詞交歓会」(3,000)	雑収入	0		
受取利息	47	61	普通預金利息	受取利息	61	普通預金利息	
合計	920,404	928,098		合計	994,747		
支 出				支 出			
項目	予算	決算	摘要	項目	予算	摘要	
会議費	80,000	66,647	総会費、会場費、お茶代	会議費	80,000	総会、運営委員会、会場費	
事務費	20,000	7,782	事務用品代、コピー代、	事務費	20,000	事務用品、印刷代	
事業費	540,000	451,633	松浪朝市(25,000) 地区防災訓練(328,482) 賀詞交歓会(23,810) 市民集会(29,848) 地域コミュニティ活動団体設置運営費(44,493)	事業費	540,000	松浪朝市活動費、市民集会、賀詞交歓会、防災対策部会、市民安全部会、地域コミュニティ広報活動費 自治会長部会活動費	
助成費	85,850	76,520	松浪小区青推協(51,100) 緑が浜小区推進協(10,690) 汐見台小区推進協(14,730)	助成費	76,520	松浪小区青推協 緑が浜小区推進協 汐見台小区推進協	
渉外費	20,000	24,440	自治協懇親会(4,000) 自治協負担金(10,000) 自治協賀詞交歓会(6,000) 名和田教授会合(4,440)	渉外費	20,000	茅ヶ崎市自治会連絡協議会	
研修費	70,000	62,080	先進都市視察(10,000) ひたちなか市視察研修(52,080)	研修費	70,000	茅ヶ崎市自治会連絡協議会 自治会長部会視察研修費補助	
通信費	5,000	9,000	意見交換会切手90円×100枚	通信費	5,000		
慶弔費	30,000	15,500	自治会長歓送迎会(15,000) 浜須賀会館記念式典(500)	慶弔費	30,000	自治会長部会歓送迎会	
役務費	20,000	20,000	書記、会計手当	役務費	20,000	書記、会計手当	
雑費	5,000	1,890	JAさがみ振込手数料	雑費	5,000		
予備費	44,554	0		予備費	128,227		
合計	920,404	735,492		合計	994,747		
決算収入	決算支出	次期繰越金		現金	普通預金	繰越金内訳	
928,098	735,492	192,606		24,854	167,752	192,606	

平成26年4月8日

議案第5号

監査の結果、適正且つ正確に処理されていることを証明します。

監査 前田 積

監査 平松 民平

平成26年4月8日

以上の通り報告いたします。  
松浪地区まちぢから協議会

会長 名井 協

会計 松井 教

# 松浪自治会館

議案第4号

議案第8号

自平成25年04月01日  
至平成26年03月31日

平成25年度決算				平成26年度予算	
収 入				収 入	
項 目	予 算	決 算	摘 要	予 算	摘 要
繰越金	166,344	166,344	現金(9,570) 普通預金(156,774)	188,031	現金(2,503) 普通預金(185,528)
会館使用料	1,150,000	1,161,900	12ヶ月(3月分~2月分)	1,150,000	12ヶ月(3月分~2月分)
受取利息	50	49	普通預金利息	50	普通預金利息
雑収入	0	0			
合 計	1,316,394	1,328,293		1,338,081	
支 出				支 出	
項 目	予 算	決 算	摘 要	予 算	摘 要
管理費	190,000	190,000	12ヶ月白井総合企画、会計手当	190,000	白井総合企画へ
電気料金	350,000	356,497	12ヶ月(3月分~2月分)	380,000	
ガス料金	15,000	11,694	12ヶ月(4月分~3月分)	15,000	
上下水道料金	26,000	16,704	25/2・3月~25/12月・26/1月	26,000	
事務費	5,000	0		5,000	
ダスキン	10,000	8,820	12ヶ月(4月分~3月分)	10,000	
消耗品費	4,000	3,576	トレットペーパー等	4,000	
保険料	56,380	56,380	火災保険料5年契約単年度分	56,380	平成22年10月~平成27年10月
消防用設備点検費	36,000	34,650	消火器、火災警報器	36,000	年2回実施
備品費	70,000	55,140	会議用机@7,500×5、@5,880×3	270,000	
修繕費	200,000	93,331	トイレタンク修理、玄関外灯	150,000	
修繕積立金	300,000	300,000	定期預金へ	150,000	
雑費	15,000	13,470	会館屋内清掃費、振込手数料	15,000	会館屋内清掃費、振込手数料
予備費	39,014	0		30,701	
合 計	1,316,394	1,140,262		1,338,081	

決算収入	決算支出	次期繰越金	繰越金内訳		定期預金
1,328,293	1,140,262	188,031	現金	普通預金	前期繰越金 1,403,702
			2,503	185,528	次期繰越金 1,704,025

平成26年4月8日

議案第5号

監査の結果、適正且つ正確に処理されている事を証明いたします。

監査 前田 積



監査 平松 民平



平成26年4月8日

以上の通り報告致します  
松浪地区自治会連合会

会長 名井 協



会計 松井 教



平成26年度 松浪地区まちぢから協議会事業計画

1 事業計画方針

・課題把握

アンケートや意見交換会等を用い、松浪地区の課題を把握行い、分野毎に課題の整理を行い、課題解決までの方法等についての検討を行う。

・課題解決

課題把握・整理を行い、運営委員会において協議を行う中で必要に応じて部会の設置を行い、行政と協働した中で課題解決を図っていく。

・広報活動

松浪地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知を行うために、紙媒体やインターネット等を用い、広報活動を行う。

・人材発掘

部会を設置していく中で、地域住民に対して広く呼びかけを行い、気軽に参加できる環境を整備することで、潜在的な人材を発掘する。

2 会議の計画

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会 (適宜)	
通年	運営委員会 (適宜)	

※なお、役員会、運営委員会ともに、会議の構成員の都合に応じてスケジュール調整を行い開催日時を決定する。

3 事業等の計画

開催予定日時	事業名	場所
8月16日(土)・17日(日)	盆踊り大会・模擬店	松浪小学校
9月13日(土) 13時30分～	市民集会	小和田公民館
11月16日(日) 9時～	地区防災訓練	各小中学校
1月17日(土) 11時～	賀詞交歓会	松浪自治会館

※なお、上記事業の詳細に関しては運営委員会で検討を行い、決定する

議案第9号

現行	改正(案)
<p>(部会の構成)</p> <p>第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。</p> <p>2 各部会に部会長及び副部会長を置く。</p> <p>3 部会長は、委員とする。</p> <p>4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。</p> <p>5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。</p>	<p>(部会の構成)</p> <p>第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。</p> <p>2 各部会に部会長及び副部会長を置く。</p> <p>3 部会長は、委員とする。</p> <p>4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。</p> <p>5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。(自治会長部会を除く。)</p>

## 松浪地区まちぢから協議会規約（案）

### （名称及び所在地）

第1条 本会は、松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を会長宅とする。

### （区域）

第2条 本会の区域は、浜竹一丁目自治会、浜竹二丁目自治会、浜竹三丁目自治会、浜竹四丁目自治会、松浪一丁目自治会、松浪二丁目自治会、富士見町自治会、LG富士見町自治会、常盤町自治会、緑が浜自治会、汐見台自治会、出口町自治会、ひばりが丘自治会、美住町自治会の区域（以下「地区」という。）とする。

### （目的）

第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、地区の単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として、（仮称）松浪地区地域集会施設を拠点に新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

2 本会は、（仮称）松浪地区地域集会施設の管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーションの場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

### （事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関すること。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (5) （仮称）松浪地区地域集会施設の管理運営に関すること。
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

### （委員）

第5条 本会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 地区の単位自治会の代表者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表
- (3) 地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 地区老人クラブ連合会の代表
- (5) 地域包括支援センターさざなみの代表

- (6) 地区体育振興会の代表
- (7) 地区スポーツ少年団の代表
- (8) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (9) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (10) 松浪小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (11) 汐見台小学校PTAの代表
- (12) 緑が浜小学校PGTの代表
- (13) 松浪小学校PTAの代表
- (14) 松浪中学校PTAの代表
- (15) 松浪学区子ども会連合会の代表
- (16) 食生活改善推進団体の代表
- (17) 地区の環境指導員の代表

2 次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し応募をした者
- (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会が推薦した者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名 → 2
- (4) 書記 1名 → 2
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 書記は、事務局を総括する。

5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。

3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

- (3) 役員、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 第5条の第2項に掲げる委員の選任及び解任に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約等の制定及び改正に関する事項

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
  - (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項
- (運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 部会長の選任及び解任に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 各部会が協議した事業に関する事項
- (4) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項

- (6) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (7) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (8) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項  
（部会の構成）

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員とする。
- 4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。
- 5 部会員は、当該部会への参画の意思がある者とする。（自治会長部会を除く。）  
（部会長及び副部会長の職務）

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

- 2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。  
（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  
（部会の招集）

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

（部会の審議事項）

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

（事務局）

第29条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は書記が統括する。
- 3 事務局には市職員及び地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。  
（事務局の所掌事務）

第30条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (2) 会議の資料の作成
- (3) 会議の議事録の作成
- (4) 会計事務に伴う資料の作成
- (5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ  
（事業及び会計年度）

第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第32条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第33条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第34条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月 日から施行する。

